

仙台市農業委員会第81回総会議事録

○ 開催日時 令和6年12月26日（木曜日）午後3時から午後4時19分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔		8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男		

○ 欠席委員 2人 7番 菊地 郁夫、19番 三浦 彰芳

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

(1) 令和7年度農作業標準料金企画検討委員会（案）について

6 報 告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転届出について

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転届出について

(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(6) 公共工事に伴う農地転届出について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 仙台市農地賃借料情報について

(9) 令和6年度第3回企画検討委員会会議報告

・ 令和6年度第1回地域振興委員会の開催について

7 その他

(1) 会長報告

(2) 令和6年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について

(3)令和6年度農地利用最適化推進委員研修会報告

(4)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後3時00分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第81回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
	－ 会長 あいさつ －
2 会長挨拶	ありがとうございました。
司会：副主幹	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、7番 菊地郁夫 委員、19番 三浦彰芳 委員から欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名	次に、議事録署名委員については、15番 高橋勝彦 委員、16番 高山真里子委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、12月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願ひします。
高橋第二調査 委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、渡邊健司推進委員、二瓶均推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、売買による新

規就農が1件、贈与による農業承継が3件、賃貸借による新規就農が1件の合計9件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を小野寺潔委員から、番号4番から6番を佐々木功治委員から、番号7番から9番を鈴木可和委員からします。番号8番は、口頭報告します。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、田起こし、田植え、稲刈は作業委託により、家族4人で62aの農地を耕作しております。12月6日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、耕うん機2台を所有し、田植機と収穫機はリースにより、家族3人で53aの農地を耕作しております。12月10日に笹羅良輔農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により新規就農するものです。譲受人は、これまで貸農園で農家から指導を受けながら野菜を栽培してきました。今回隣接する住宅とともに畑を取得し、新規就農するものです。耕うん機1台を所有し、家族2人でキャベツ・きゅうり・トマト・白菜を栽培し、自家消費する計画です。12月10日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(11番佐々木功治委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で214aの農地を耕作しています。12月11日に中里聖農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族3人で

50 a の農地を耕作しています。12 月 12 日に遠藤源次郎農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 2 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 145 a の農地を耕作しております。12 月 12 日に関場淳農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(14 番鈴木可和委員報告)

番号 7 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 5 人で 92 a の農地を耕作しております。12 月 13 日に庄子栄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木可和委員
(14 番)

番号 8 番は、賃貸借により新規就農するものです。譲受人は、農産物の生産加工・販売等を目的とする一般法人で、トラクター 1 台、耕うん機 1 台をリースする予定で、役員 1 人で 4 a の農地に小松菜、ツルムラサキを栽培する計画です。一般法人ですので解除条件付きの賃貸借となるものです。12 月 12 日に渡邊健司農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14 番鈴木可和委員報告)

番号 9 番は、贈与により農業承継するものです。親から子へ、持分贈与するものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 255 a の農地を耕作しております。12 月 17 日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的か

つ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時7分)

議長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが2件です。

調査の結果報告は、私（高橋勝彦委員）からします。

(書面報告)

(15番高橋勝彦委員報告)

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、田121㎡を転用し、駐車場に80㎡、通路等に41㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は既に貸駐車場として使用していることから新たな費用は発生しません。岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、許可を得ないで貸駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第

4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑216㎡を転用し、駐車場5台に100㎡、通路等に116㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は既に駐車場として使用していることから新たな費用は発生しません。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、許可を得ないで駐車場として使用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時8分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、中嶋紀世生委員、の3名で行いました。今回の申請は、事務所に転用するものが3件、分家住宅に転用するものが1件、作業用通路に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、車両置場に転用するものが2件、仮設事務所に一時転用するものが1件、土砂置場に一時転用するものが1件の合計10件です。調査の結果報告は、番号1番から4番を中嶋紀世生委員から、番号5番から

7番を阿部康幸委員から、番号8番から10番を熊谷幸夫委員からします。
番号1番～3番は、口頭報告をします。

中嶋紀世生委員
(17番)

番号1番～3番は関連がありますので一括して報告します。売買により、事務所用地に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建材卸売業者が田畑2,885㎡を転用し、雑種地を含む事業面積3,907㎡を事務所に82.80㎡、倉庫・作業場に228.99㎡、駐車場・転回場に760.00㎡、資材置場に260.88㎡、通路等に1,543.13㎡、保護法面に1,031.20㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、令和6年10月29日付で開発行為事前協議願書が出ていることを確認しております。開発許可に準じた協定の日と同日許可となります。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号4番は、使用貸借により仮設事務所に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田3,283㎡のうち1,374㎡を一時転用し、仮設事務所に90㎡、駐車場15台に272㎡、資材置場等に1,012㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月30日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(4番阿部康幸委員報告)

番号5番は、売買により、作業用通路に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田2,263.56㎡を転用し、作業用通路に1,644.00㎡、資材置場等に619.56㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計

画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで現地を作業用通路として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、学校法人が田畑718㎡を転用し、駐車場23台に286.38㎡、通路等に431.62㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、岩切土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、使用貸借により、土砂置場に一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、土木工事業者が田2,481㎡のうち904.02㎡を転用し、公共工事の土砂置場として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年12月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(8番熊谷幸夫委員)

番号8番は、使用貸借により、分家住宅を建築するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田442㎡を転用し、分家住宅に96.79㎡、駐車場に25㎡、通路・庭等に320.21㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借

入金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、令和6年12月6日付けで開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可日と同日許可となります。)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号9番と10番は関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、車両置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、隣接地を車両置場として利用している運送業者が田442㎡を転用し、車両置場に114㎡、作業スペースに152㎡、転回場に176㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後3時12分)

議長

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の5ページから7ページをご覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。従来の中間管理事業の配分計画となるもので、今回、耕作者を変更し再配分

するものです。令和7年1月24日宮城県公告予定分です。総数1件、11筆
13,341.35㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する
要件を満たしているものです。

議 長

第4号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

意見がなければ採決します。

農用地利用集積等促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方
に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。第4号議案農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見
について、促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要
件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。

(午後3時14分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和7年度農作業標準料金企画検討委員会(案)について」を、阿部企画
検討委員会委員長から説明願います。

阿部企画検討
委員会委員長

— 協議 —

(1)「令和7年度農作業標準料金企画検討委員会(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和7年度農作業標準料金企画検討委員会(案)につい
て」は、承認といたします。

(午後3時25分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出については、調査の結果を高橋委員長から
報告願います。

高橋第二調査

農地改良工事(現状変更)届出については、1件ありました。田に盛土して畑

委員会委員長

として利用するものです。詳細は別添報告書のとおりです。

(書面報告)

(15 番高橋勝彦委員報告)

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告いたします。届出は、1 件ありました。田 2,189 m²を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振地域外の農地に、さつまいも・枝豆を栽培する計画です。隣接地より約 50 cm 高く盛土する計画で、届出地内でセットバック等を適切に対応する予定であり、隣接地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和 7 年 1 月 7 日から令和 7 年 6 月 7 日までの約 5 ヶ月です。令和 6 年 11 月 20 日に小野寺潔農業委員及び庄子栄農地利用最適化推進委員が、現地調査をしております。関係書類は整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(意見等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (7) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、3 ページから 6 ページに記載のとおり 17 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、7 ページから 8 ページに記載のとおり 12 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、9 ページから 10 ページに記載のとおり 11 件ありました。(6) 公共工事に伴う農地転用届出については、11 ページに記載のとおり 1 件ありました。(7) 売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が 4 件、あっせんの取下げが 1 件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(7)までについて、ご質問等はありませんか。

	(質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(8)「仙台市農地賃借料情報について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (8)「仙台市農地賃借料情報について」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(9)「令和6年度第3回企画検討委員会会議報告」について を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討委員会委員長	— 報告 — (9)令和6年度第3回企画検討委員会会議報告 ① 令和6年度第1回地域振興委員会の開催について 資料3 3分
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後3時45分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「令和6年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」を、事務局から説明願います。
事務局副主幹	— その他 — (2)「令和6年度全国農業新聞普及計画における

前期普及強調月間の結果報告等について」

議 長

ご質問等がございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(3)「令和6年度農地利用最適化推進委員視察研修報告」を、事務局から説明願います。

事務局農地係長

— その他 —

(3)「令和6年度農地利用最適化推進委員視察研修報告」

議 長

ご質問等がございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局長

事務局振興係

— その他 —

(4)「事務局からの連絡事項について」

- 1 農業委員等と市議会議員有志との意見交換会の開催について
- 2 令和6年度農業委員会だよりコンクール審査結果について
- 3 令和7年1月～2月の予定表
- 4 支給明細書の配付について
- 5 他都市農業委員会だより（浜松市）

議 長

ここまでの説明について、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第81回総会を閉会します。

閉 会

(午後4時19分)